

「越前海岸の水仙畑」の重要文化的景観の選定について

令和2年11月20日（金）に国文化審議会が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化的景観を新たに重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣に答申されました。県内における重要文化的景観の選定は初となります。

※重要文化的景観とは

- ・土地の風土と人々の営みの積み重ねが現れた景観で、重要なものを国が選定し保護・活用するもの（H16年文化財保護法改正により位置付けされた）
- ・これまで65件が選定。今回の答申で5件が追加され、全国で70件が選定。

■福井県内で重要文化的景観に答申の案件 3件

	名称	所在地	面積	申出者
1	越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観	福井市居倉町、 はまきたやまちょう あかさかちょう 浜北山町、赤坂町、 しろありちょう やつまたちょう 城有町、八ツ俣町 (5町)の各一部	354.7ha	福井市
2	越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観	越前町梨子ヶ平、左右、 ちがだいら 血ヶ平 (3地区)の全域	603.4ha	越前町
3	越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観	南越前町糠の全域	522.4ha	南越前町



- ・急な崖が連なる越前海岸の厳しい地形を生かして、もともと自生していた水仙を、斜面や棚田に栽培地を広げ、地域の代表的な産物として発展させてきた、人々の営みの中で形成された水仙畑や集落の景観。
- ・文化庁からは、越前海岸における人々の暮らしを理解する上で不可欠なもので重要であると評価を受けている。
- ・花の栽培に関する重要文化的景観選定は全国初。



福井市居倉地区